

利用調整基準表

令和8年4月利用調整分より適用

子ども氏名

生年月日 年 月 日

認定番号

	基本点(A)	基本加点(B)	世帯調整(D1)	世帯調整(D2)	児童調整(E1)	児童調整(E2)
保護者1 (A1/B1)						
保護者2 (A2/B2)			世帯調整計(D) (D=D1+D2)		児童調整計(E) (E=E1+E2)	
合計 (A=A1+A2) (B=B1+B2)						
基本指數 (C) (C=A+B)			利用調整指數(F) (F=C+D+E)			

基本指数(C)

父·母 基本点(A2)

基本加点(B2)

利用調整基準表(調整指數)

令和8年4月利用調整分より適用

世帯調整(D1)		
1	ひとり親世帯	50
2	別居中で離婚調停中の場合	45
3	生活保護世帯・ひとり親世帯であって職業訓練等によって自立支援につながる場合	5
4	生計中心者の失業の場合(解雇等によって失業保険を受給している場合)	15
5	生計中心者以外の失業の場合(解雇等によって失業保険を受給している場合)	5
6	社会的擁護が必要と認められる場合	15
7	産前産後休暇・育児休業の取得に伴い一時退園した後、産休・育休対象児を含み同時に申込む場合(市内の認可保育施設に限る)	20
8	兄弟姉妹の同時申込みの場合	新規(転園を含む) 同時申込人数分
9	多胎児(双子・三つ子など)の新規同時申込みの場合(多胎児の兄弟姉妹にも適用)	4
10	育児休業からの復職を前提としない場合	-100
11	その他市長が認めた場合	

世帯調整(D2)		
1	保護者が市内保育施設で保育業務に月120時間以上従事している場合(内定を含む)	15
2	保護者が保育施設で保育業務に従事している場合(内定を含む・市内外問わず)	6
3	市外在住者で転入予定がない場合	-40
4	正当な理由がなく保育料に滞納がある場合(卒園した児童や以前の世帯分も含む)	-50
5	正当な理由がなく住民税等を申告していない場合	-30
6	その他市長が認めた場合	

※滞納及び未申告に該当する場合は、他の調整区分は適用しない。

児童調整(E1)		
1	子どもが障害を有する場合(手帳等を有するが、保育士の加配等によって集団保育が可能である子ども) ※施設によって受入人数に上限あり。	10
2	認可保育園(2歳児クラスまでの園)及び地域型保育事業に在籍する2歳児(4月入所のみ適用)	優先
3	その他市長が認めた場合	

児童調整(E2)		
1	保護者が産休・育児休業からの復帰予定の場合	11
2	新規申込児の入園希望月に兄弟姉妹が認可保育施設に在園している場合	6
3	在園中の児童が兄弟姉妹の在籍する施設への転園を希望する場合(4月入所のみ適用)	8
4	市外保育施設から市内保育施設への転園を希望する場合(4月入所のみ適用)	20
5	入所した当該年度内に転園を希望している場合	-40
6	当該年度に内定結果通知後、正当な理由無く利用辞退がある場合(入所面接の辞退など)	-20
7	当該年度に利用調整結果通知後、正当な理由無く利用辞退がある場合(利用開始直前の辞退など)	-50
8	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週5日以上常時利用している場合(1か月以上の継続あり)	12
9	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週4日以上常時利用している場合(1か月以上の継続あり)	8
10	認可外施設等(一時預かり事業、事業所内保育施設を含む)を週3日以上常時利用している場合(1か月以上の継続あり)	6
11	その他市長が認めた場合	

利用調整は次のとおり行うこととする。

- 1 利用調整指數の高い者を優先する
- 2 上記で判定できない場合は、基本点の合計(A)の高い者を優先する
- 3 上記で判定できない場合は、基本指數の区分において次のとおり優先する
社会的擁護>災害>就労(自営以外)>就学>就労(自営)>疾病・障害>介護・看護>出産>求職
- 4 上記で判定できない場合は、基本指數(C)の合計の高い者を優先する
- 5 上記で判定できない場合は、該当年度における保育料階層の低い者を優先する
- 6 上記で判定できない場合は、親族等における保育可能状況等で判断する
- 7 上記で判定できない場合は、保育料算定における課税額の少ない者を優先する
- 8 上記で判定できない場合は、利用調整会議において別途協議する